

事務連絡
令和2年8月5日

各課長
各地方機関の長
各教育機関の長
各県立学校長
様

総務課長
教職員課長

公費出張における「GOTOトラベル事業」等の利用の自粛について

国の令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」（いわゆる「GOTOキャンペーン事業」）のうち「GOTOトラベル事業」（以下「本事業」という。）については、国から各地方公共団体に対して、公費出張での本事業の利用を自粛するよう通知がありました。については、本県の公費出張についても、下記を踏まえ適切に対応願います。

なお、各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対して周知を図っていただくよう願います。

記

- 1 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、国においては、公費出張での本事業の利用は想定されていない。
- 2 したがって、国においては各府省庁等に対して公費出張における本事業の利用の自粛が要請されているところであり、本県においても、公費出張時に、本事業の利用を自粛するよう各所属において職員に対して周知徹底願います。
- 3 なお、本県の令和2年度補正予算に基づく「Welcome to Hyogo キャンペーン」のうち「宿泊に伴うおみやげ購入券発行事業」及び「宿泊割引支援事業」についても同様に対応願います。